

受け、教職員間で確認し共有することが望まれること。

イ 幼児児童生徒が安全に食べることができるよう、特に以下の点に留意すること。

(7) 個々の幼児児童生徒が安全に食べることができるよう大きさ、固さ、とろみ、食材の選定等に留意し、食べやすい(誤嚥しにくい)献立と調理とすること。また、個々の幼児児童生徒の食べる機能に応じて、一日の量や食事援助の仕方を工夫すること。

(イ) 個々の幼児児童生徒の障害の状態に応じて、食べやすい(誤嚥しにくい)姿勢が保持されるようにすること。

(ウ) 食事前、食事中及び食事後の幼児児童生徒の様子を観察し、適切かつ安全な指導を行うよう留意すること。

ウ 「学校給食実施基準の施行について」(平成21年文部科学省通知)、「食に関する指導の手引―第1次改訂版―」を参考にするなど、給食等の指導はもとより、寄宿舎における食事等についても、誤嚥の防止その他の安全確保を徹底すること。

7 高等学校における学校給食

(1) 高等学校における学校給食の位置付け

高等学校については、「夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律」に基づいて実施されている。この法律で夜間学校給食とは、夜間において授業を行う課程を置く高等学校において、授業日の夕食時に、当該夜間課程において行う教育を受ける生徒に対して実施される給食をいい、勤労青少年教育の重要性にかんがみ、働きながら高等学校の夜間課程において学ぶ青年の身体の健全な発達に資し、併せて国民の食生活の改善に寄与することを目的としている。

また、この法律において、学校給食法で規定する学校給食実施基準及び学校給食衛生管理基準を準用するとしている。

(2) 学校給食の教育課程における位置付け

高等学校における学校給食について、現在主として定時制の課程において行われているが、その教育課程上の位置付けとしては、学校の指導の方針、施設・設備、生徒の実態などに応じて異なっているので、それぞれの学校の実態に即した教育活動として行われている。生徒の自発的な活動を醸成する機会として役立つことを含めて、ホームルーム活動、学校行事などの特別活動の一環として、そのいずれかの指導計画の中で実施されている場合もある。

いずれの場合であっても、食事に対する理解や望ましい食習慣を育成することに役立つばかりでなく、健康についての指導や、食事に対する自己管理の能力を育成するための重要な機会であるため、高等学校学習指導要領においては、特に、特別活動の一環として学校給食を実施する場合には、食育の観点を踏まえた適切な指導を行うこととしている。

生徒たちが心を開き、明るい雰囲気の中で、望ましい食習慣と豊かな人間関係を育成するように配慮することが大切である。

なお、学校給食を実施していない学校においては、ホームルーム活動の健康・安全に関する指導の中で、食に関する望ましい習慣の形成について、指導の充実を図ることが大切であることは言うまでもない。

(3) 高等学校における食に関する指導

規則正しく調和のとれた食生活は、健康の保持増進の基本であり、近年の生徒等の食生活の乱れが、生活習慣病はもとより心の健康問題にも発展するなど食に起因する新たな健康課題を生起していることから、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけることは極めて重要な課題となっている。

高等学校の時期は、男女ともに心身の発育・発達が著しいことから、食育の観点を踏まえ、自己の健康を管理し改善していく資質や能力の基礎を育成するため、自分の食生活を見直し、自ら改善して、生涯を通じた望ましい食習慣の形成と食事を通して望ましい人間関係や明るい社交性がはぐくまれるよう指導する必要がある。

高等学校学習指導要領総則においても、小・中学校、特別支援学校と同様に学校における食育の推進が次のように明記されている。

学校における体育・健康に関する指導は、生徒の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとする。特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、保健体育科はもとより、家庭科、特別活動などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めることとする。また、それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮しなければならない。

なお、高等学校学習指導要領解説総則編では、学校における食育の推進において、偏った栄養摂取などによる肥満傾向の増加など食に起因する健康課題に適切に対応するため、生徒が食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることにより、生涯にわたって健やかな心身と豊かな人間性をはぐくんでいくための基礎が培われるよう、栄養のバランスや規則正しい食生活、食品の安全性などの指導が一層重視されなければならない。また、これら心身の健康に関する内容に加えて、自然の恩恵・勤労などへの感謝や食文化などについても教科等の内容と関連させた指導を行うことが効果的である。食に関する指導に当たっては、関係する教科等の取組を中心としつつ、地域や学校の事情に応じ栄養教諭等の専門性を有する教職員及び地域の有識者の協力を得るとともに、特別活動の一環として学校給食を実施する場合にはこれを活用するなど、適切に行うことが重要であるとしている。

また、愛知県では高校生の食育について、小中学校における食育の実践を踏まえ高校生が望ましい食生活を実践していく能力を身に付けることは、生涯にわたっての心身の健康において有意義であると考え、平成25年度には学校食育資料（高校生向け資料）を作成し配布した。